

議案第 57 号

議案名 令和 3 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）

資料 No2 特定健診未受診者対策事業委託料の概要
特定保健指導訪問指導等事業委託料の概要

1 概要

特定健診受診率及び特定保健指導利用率の向上を目指し、令和 2 年度から保険者努力支援制度（事業費・事業費連動分）市町村国保ヘルスアップ事業（10/10 補助）を活用して、特定健診未受診者対策事業及び特定保健指導訪問指導等事業を開始しました。

令和 3 年度においても市町村国保ヘルスアップ事業を活用し、受診率及び利用率の向上を図るため、当初予算では補助の上限額 13,500 千円のうち必要経費の 13,442 千円を計上しました。

今回、4 月 1 日付国通知により補助事業の増額が示されたことから補正予算を要求するものです。

補助上限額：令和 2 年度 13,500 千円 ⇒ 令和 3 年度 16,000 千円

補助率：市町村国保ヘルスアップ事業 10/10 補助

2 特定健診未受診者対策事業委託料 1,021 千円

(1) 内容

特定健診の未受診者に対し、管理栄養士、栄養士、又は保健師が電話や訪問による受診勧奨を行う。

(2) 委託料の内訳

ア 対象者数

当初予算 8,050 人 ⇒ 補正後 10,050 人

イ 内容

健診未受診者データ作成、電話や訪問による受診勧奨、健康相談

当初予算額 4,061,000 円 ⇒ 補正後額 5,081,560 円

(補正後額) 5,081,560 円 - (当初予算額) 4,061,000 円

= 1,020,560 円

3 特定保健指導訪問指導等事業委託料 1, 512千円

(1) 内容

特定保健指導の未利用者に対して、管理栄養士や保健師が訪問により特定保健指導の利用を勧奨し、保健指導を実施する。

(2) 委託料の内訳

ア 対象者数

当初予算300人 ⇒ 補正後500人

イ 内容

特定保健指導

当初予算額2, 187, 000円 ⇒ 補正後額3, 698, 090円

(補正後額) 3, 698, 090円－(当初予算額) 2, 187, 000円

= 1, 511, 090円

4 市町村国保ヘルスアップ事業の対象事業

上記の他、市町村国保ヘルスアップ事業には、生活習慣病重症化予防事業、服薬適正化勧奨事業が含まれる。